

3 図書館協議会による図書館運営全体に対する評価(委員長とりまとめ)

協議会は、基礎的サービス評価に示された実績を、精力的な取り組みの成果として高く評価する。現在の活気ある図書館の状況を今後も維持していくために、資料費や職員体制の充実が必要不可欠であると考え。厳しい自己評価の結果については、真摯な姿勢の現れとして受け止めている。ただし、設定した評価項目や評価基準については、情報化の進展など、社会状況の変化に応じて適宜見直していくことが必要である。例えばレファレンス件数については「必ずしも件数にこだわる必要はない」といった意見が出されており、量的な側面とともに、質的な状況も踏まえた評価が必要であると考え。

一方で、

- ・ 県立図書館の近くに住む県民のみが図書館の恩恵を受けることが多いと感じる
- ・ 県立図書館の近隣地域に居住する人々と、遠隔地域に居住する人々との格差は歴然としている。遠隔地域の住民が、県立図書館の資料の利用を諦めざるを得ない場面も少なくない
- ・ 県立図書館の貴重な蔵書が、県内のどこに住んでいようと利用できるよう、遠隔地域のサービス格差解消策は今後も大切であると考え
- ・ 広い県内を見渡した運営を希望する

など、広域自治体である「県」が設置する図書館としてのサービスのあり方に関する意見が複数の委員から出された。この点については、他の多くの県立図書館と共通する大きな課題でもあることから、当面は図書館の様々な試行錯誤を見守る必要があると考え。早急に打開策を求めるといよりも、むしろ果敢な取り組みに期待したい。関連して、

- ・ 県内図書館との相互貸借は県立図書館の重要な機能である。したがって、借受館（県内市町村立図書館）が返送料を負担するという現行の体制を改め、県立図書館の負担とすることで、その活性化を図る必要がある
- ・ 遠隔地に居住する県民が県立図書館に来館して借りた資料の返却にかかる費用について、相互貸借における県立図書館の送料負担の制度を敷衍して適用すること（すなわち、県立図書館の負担とすること）はできないか

とする具体的な提言も出されており、県教育委員会をはじめとする県行政に対して、財政面での理解を求めたい。

他に、公開書庫に関して、

- ・ 知識・情報の集積に実際に触れることができる貴重な場であり、継続を希望する
- ・ 非常に魅力的であり、冬場の閉鎖が非常に残念である。利用者の人数に関わらず、公開されていることが県立図書館としての「格」や「誇り」という観点から重要であると考え。無断持ち出しや、電気代、ボランティアの方々への対応については解決可能だと思ふ。

との意見が出されており、通年公開に関する検討が必要であると考え。

また、子どもに対する読書推進活動を県立図書館主導で実施してほしい、とする要望も出された。

協議会としては、以上の評価結果を踏まえた図書館の次年度の取り組みを、大いに期待するものである。